

「ポリソルベート20、同60、同65及び同80」の添加物指定及び使用基準・成分規格の設定に関する食品健康影響評価について（10月8日付で食品健康影響評価を依頼した事項）

1. 経緯

厚生労働省では、平成14年7月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での了承事項に従い、①FAO / WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)で国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、②米国及びEU諸国等で使用が広く認められていて国際的に必要性が高いと考えられる食品添加物46品目については、企業等からの要請を待つことなく、指定に向けた検討を開始する方針を示している。

この方針に従い、ポリソルベート類4品目について評価資料がまとまったことから、食品添加物指定等の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したもの。

なお、資料の作成に当たっては、厚生労働省から公益法人に、資料の収集、専門家による検討等を委託した。また、本件については、本年4月、薬事・食品衛生審議会の調査会で議論された結果に基づき、追加試験の実施等を行っている。

2. ポリソルベート類について

ポリソルベート類は非イオン性の界面活性剤であり、諸外国ではこのような特長を生かして添加物（乳化剤、分散化剤、可溶化剤）としてパン、ケーキミックス、サラダドレッシング、ショートニングオイルなどに広く利用されている。

現在、米国、欧州連合のほか、韓国、タイ、マレーシア、フィリピンなど諸外国において広く食品添加物として使用が認められている。

ポリソルベート類（ポリソルベート20、同60、同65、同80）は、1973年の第17回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）においてその安全性評価が終了し、グループ化合物として許容一日摂取量（ADI）0～25mg/kgが設定されている。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会においてポリソルベート類4品目の指定の可否、使用基準及び成分規格の設定について検討する。